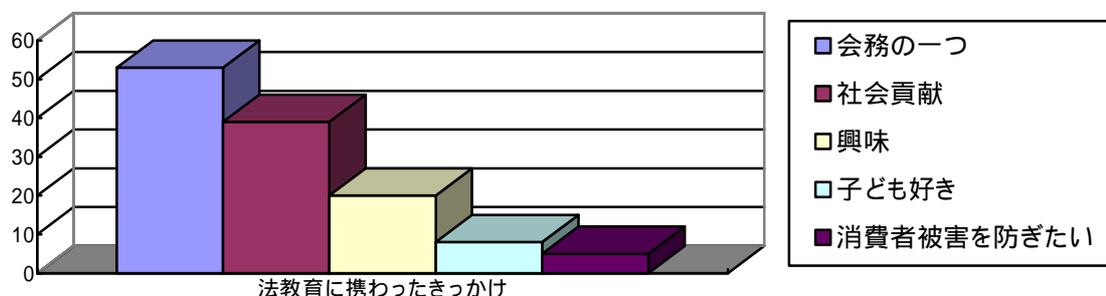


## 法教育 アンケート 集計結果

Q1. 法教育にたずさわったきっかけはなんですか？（複数回答可）



A1. 会務の一つとして（53） 司法書士として社会に貢献したいから（39）

単純に興味があったから（20） 子どもが好きだから（8）

教員免許（塾講師の経験）があるから（3）

その他 消費者被害を防ぎたいから＜特に若年者の＞（6）

自己破産者が増大したから

一般の人の法権利意識に問題を感じたから

人前で話す練習になると思った

司法書士の広報になると思った（2）

自分のように無知なままで社会にでてほしくない

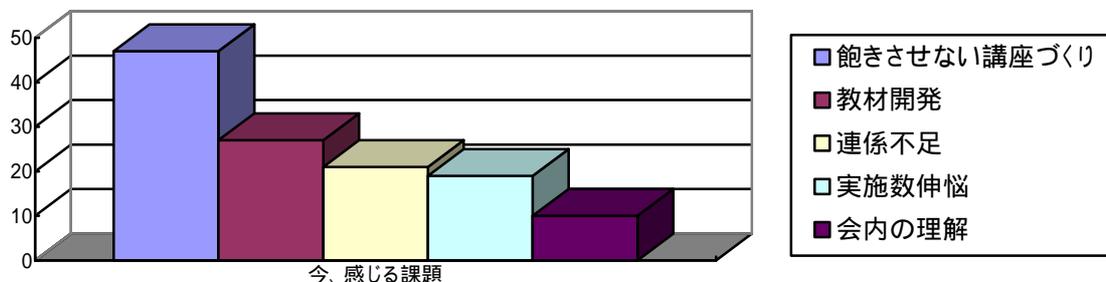
教育課程において法教育が必要であると感じているから

法の支配・法の下での平等への貢献

司法書士が子どもたち（社会）に何を与えることができるのかを実践を通じて確認したかった。

高校生の子どもがいたため、親心です。

Q2. 法教育を実践する中で、今感じている「壁」(問題点)はありますか？(複数回答可)



A2. 生徒を飽きさせない講座づくり（47） 教材の開発等（27）

教師との連携不足（丸投げ授業）（21） 実施数が少ない（19）

会内の理解が足りない（10） 予算ぐり（2）

<その他> 現在の学校のカリキュラムでは法教育に割ける時間がない(5)  
講師育成(講師名簿に新たに登録する会員が少ないなど)(4)  
学校側に法教育の重要さを伝えたいが、なかなか伝わらない  
司法書士がどんな仕事なのか、生徒にわかりやすく説明できない  
表面的な講義に終始している  
法教育が消費者教育になりがちな点  
教育内容というか理想・理念が伝わってこない。何のための法教育なのか、どこに向かうべきなのか。  
学校が欲しているものでなく、生徒目線での生徒の欲しているものをきちんとつかんでいるのか疑問。  
教える側(司法書士である私自身)の力不足  
短い時間でどこまで生徒館が自らの力で法を活用できるんだと少しでも感じてもらえるようにできるのかどうか。  
司法書士が法教育を実施していることの学校や社会への周知  
生徒側のニーズ(興味・知りたいと思っていること)が分からない。  
学校の、先生の、法に対する姿勢が大変弱い。  
ケイタイやインターネット等に関する犯罪に対する知識不足。  
卒業生向(全クラス)向けの単発講座の依頼が多いこと

### Q3. 「自信作」の授業を教えてください。

- ・寸劇、ゲームを交えた授業 *同意見多数*
- ・一人暮らしを想定して、家計収支表を作成させる。余裕のあるお金で目いっぱいローンを組んで好きなものを購入するが、収入がなくなったらどうなるかを説明する。
- ・事前にアンケートを行い、アンケートの質問事項を劇に取り入れたこと
- ・生徒を2人組にして模擬売買契約書を作っていく
- ・パワーポイントを使用した参加型クイズ
- ・90分間漫談形式で講義をしたことがあります。もちろん、ショートコント入りです。
- ・実体験に基づいた法律の話は受け手の関心が高いと感じる。
- ・ヤミ金と当職が対決したテープを編集して生徒さんに聞いていただきました。
- ・事務所で解決した事件の実例を依頼者許可のもと紹介しました。
- ・アナログ世代なもので、パワーポイントにはついていけません。やはり100万円とか書いた映像より、100万円の札束(小道具)の方がインパクトがあると思っていますので、アナログ授業を続けていくつもりです。
- ・受け手によって評価は見事に変わるもの。学校側との打ち合わせにより、入手すべき情報を仕入れて、それを考慮し授業に展開することがよい授業を実践するために大切なのでは?逆に「これさえやれば絶対大丈夫。」と自信をもっておすすめできる授業などありえないのではないかと。
- ・授業を工夫しようとするほど、法教育に携わるハードルを高くしてしまい、司法書士が敬遠してしまうこともあるようです。
- ・自信があるものはありません。いつもこれで良かったのか悩んでいます。

#### Q4.これから、やってみたい授業を教えてください。

- ・参加型で、直接に司法書士と生徒が会話できる時間ができるだけ多いもの。
- ・本当は参加型講義がいいんですが、準備が大変でなかなかできません...。
  - 同意見多数。参加型、全員が自主的に考える授業をしたいと考える司法書士が多いもよう。
- ・一方的にこちらが「知識」を押し付けるのではなく、生徒と質疑のキャッチボールができるような授業(2)
- ・協働授業を前提に長期間のカリキュラムに携わってみたい。(3)
- ・もっと考える授業(グループごとに話をさせて進めていく。ルール作りや模擬裁判)
- ・消費者教育にとどまらない「法」的な考え方を育てる授業
- ・「法律の面白さ」が伝わるような授業。
- ・家族法、労働法等
- ・DVの授業
- ・憲法を身近に感じ使うことのできる授業(労働・セーフティネット・ジェンダー論)
- ・小学校高学年を対象に、「ルールってなに?」という教材を開発中。
- ・ピアメディエーション
- ・身近な紛争を題材にした模擬裁判(クラスのルールとか)
- ・模擬裁判・調停(民事の身近なもの) テレビでみる刑事裁判のイメージを和らげて、法律を身近なものだと認識する(2)
- ・弁護士(裁判)、社労士(労働)など他資格専門家と連携しての講義(2)
- ・被害者に生の体験をかたってもらう
- ・金融経済教育
- ・特別支援学校(養護学校)で消費者被害にあわないための法教育
- ・貧困にあえいでいる人への理解を深め、偏見をなくし、自分たちが将来を担っていかなければならないと思わせるような授業。憲法の実在意義、各条文の趣旨や社会保障制度などを絡めて伝えられるとよい。
- ・「えっ!これって法律講座なの?」とびっくりするような教材・授業の展開を考え、でも結局ふりかえってみれば知らない間に、身を守り自ら考え、SOSできる先が身につけている...ような授業
- ・テーマが盛りだくさん過ぎては伝わりにくいので、学校側と相談としたうえで絞り込む。
- ・インパクトのある法教育
- ・未成年者だけでなく、その家庭も含めたものが必要なのではと感じる。
- ・特に奇をてらうような授業でなくても、現役の司法書士が授業することは一定の効果があると思うので、業務を通して経験したことを話していきたい。
- ・やはり、生徒学生向けの授業は「悪質商法にひっかからないこと」。社会人として最低限の法知識を持ってもらうことが基本だと思っています。
- ・学生だけでなく、教師・PTA 対象の教育。
- ・学校以外にも幅広くいろいろな場所でやってみたい。事務所や裁判所、法務局を生徒に見学させるのもいいかもしれない。
- ・パワーポイントやスライドを利用した法律教室。(なるべく視覚に訴えたい)
- ・高校生がこうして、小中学生が受講生というような授業のお手伝い。

## Q6.ズバリ、一言で言うと、あなたが法教育で伝えたいことはなんですか？

- ・司法書士の存在
- ・リーガルマインド（高校生までは全く意識することはないが、社会人になって途端必要性が真っ先に生じるから。）
- ・法の存在
- ・我が国は法治国家であり、法化社会であること
- ・法治国家であること=法の支配（法の下での平等な社会実現、知識の差が生活の差にならないように）
- ・法の精神によって日本国が運営されていること又、運営されなければならないこと
- ・法の優しさと怖さ...かな（オトナは大変！！）
- ・法律の面白さ（（法律は）私の人生を変えました。）
- ・法の根本を理解することによって、護身・悪用を防ぐ
- ・社会生活をおくる内で、法は最低限の常識
- ・法は身近なもの、約束は重いもの
- ・法的アプローチからの社会の見方
- ・法律はルールであって正義ではないこと（自立心の大事さを伝えたい）
- ・日本国憲法の「触感」
- ・権利意識（自分の権利が侵されないための知識と他人の権利を侵さないための心）
- ・権利の内容、権利の行使とはなにか（権利をルールにのっとって講師できるのが自立した大人）
- ・究極的には「命の大切さ」です。（直球勝負です）
- ・すべての人が暮らしやすい世の中とは
- ・法は一人ひとりの生活を豊かにするために存在するということ
- ・みんな一人一人が、尊重されるべき大切な存在であり、正しい知識を身につけ、困った時に助けてくれる大人たちが必ずいることを心のどこかにとめておけば、これから先も自身の力で道を切り拓いて生きていけるということを伝えたいです。
- ・衣・食・住と労働
- ・お金について（お金は子どもでも身近な存在の割に、口に出しにくい。借金問題はお金に対する無知によるところも大きい。子どものころからもっとお金や経済について学んだり、考える機会があったほうがよい）
- ・知っていても得はしないが、知らないと損をする（解決のためには、何か取っ掛かりがないと過大な被害を被る）
- ・少しの法律知識のあることないことが、大きな人生の違いとなること
- ・確認することの大切さ（イメージだけで判断せず、自分の行為等の法律的な意味を知ってほしい）
- ・法律を含め、雑学博士になろう（知ってて損はない）
- ・自分でお金を稼いで社会生活を営むとはどういうことか生徒に考えてほしい
- ・「自分の身は自分で守る」という意識をもつこと
- ・知恵と才覚で生きていかなければならない！（世の中あまくないよ、ウカ
- ・かしこく、たくましく生きてほしい。（大人社会はドロドロでグチャグチャです。）
- ・あなたを守るための法律がある事を知ってほしい（自分は自分で守る！）
- ・余の不条理からの回避能力（救済には限界がある。大事なものは予防）

- ・「資本主義社会のしくみ」ですかね（弱肉強食。自身のみは自分で守ってね）
  - ・悪いオトナにだまされるな！（「知っていれば損しなかった」を無くしたいのです）
  - ・あなたはねらわれている（誰もがきっかけで被害者となりうる社会だから  
特にインターネット、携帯電話、カードは“危険な”持ち物でありそれを悪用しようとしている業者がすくなくない）
  - ・安易な借り入れをしない
  - ・楽しんで儲かることは絶対ない
  - ・世の中、おいしい話には気をつけろ（これから社会に出ていこうとする若者に社会の秩序《契約とか法律》を身につけてほしい。知らないが故にトラブルに巻き込まれないようにしてほしい）
  - ・トラブルは誰にでも起こりうること（決して他人ごとではありません。トラブルが起こった時どうするかが大事）
  - ・「君を待つ 夢への一歩と 負の一歩」（生徒達が契約や借金をする場面にあった時、‘本当にその行動をとるべきか’一瞬でも考えられるようになってほしい）
  - ・生きる「力」（苦手があって当たり前、違いを認め合って生きていく）
  - ・社会で生きていく力（気をつけてちょっとした注意で避けられる）
  - ・社会の中で生き抜く力（人間としてのサバイバルと成長）
  - ・生きる力を共に考える場
  - ・「ケガと弁当は手前持ち」という職人の考え方。（自立と自己決定）
  - ・物事の「正誤」でなく、自分で考えること、選びとること  
（いわゆる「正解」を教えに行くのではなく、自分で、自分なりの「正解」を  
だすための一つの判断材料を提供するようにしたい。）
  - ・なんとかなる！
  - ・自分で考える力（個別の悪質商法等の対策を考えても限界がある。大事なのは疑問を持ち、自分で考える能力）
  - ・生きていくために必要な法的思考力（単なる知識では×だと思うから）
  - ・感情力（論理的な判断ができることで、他人の心が分かるようになる）
  - ・想像力ば、つけんしゃい！（「考える力」とは？・知識を自分のものにする「理解力」  
・知識を保持する「記憶力」 ・知識を組みたて結論をだす「思考力」 ・知識を元に新しい発想をする「創造力」 ・「こうしたらどうなるか」を考える「想像力」ETC ...
- そのなかで、どうしても私が気になるのが想像力なのです。「こんな事言ったら、相手はどう感じるのか」「こんな事したら、自分はどうなるのか」「こんな事したら、社会はどうなるのか？」ちょっと先のことを考えたら、分かりそうなものですよ。でも、最近おきている事件を見聞きすると、先の結果が想像できているとは到底思えないのです。とても大変で困難な事だと承知していますが、そんなことが伝えたいのです。）

《平成 20 年 9 月 11 日現在  
アンケート回答数 94 件》